

## 規格・基準等の事前意図公告

〔 この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9. 1に基づくものです。 〕

### 特殊肥料の品質表示基準を定める件の改正について

下記のとおり特殊肥料の品質表示基準を定める件を改正するので、お知らせします。御意見のある場合は、下記の要領で御提出下さい。

#### 記

- 1 件名  
特殊肥料の品質表示基準を定める件の一部改正
- 2 対象品目  
肥料（関税番号）3101
- 3 趣旨及び目的  
現行の表示制度は表示事項が多く表示内容が複雑であり、わずかな製造方法の変更等であっても表示の変更のため包材の変更を要し、生産コスト増加の要因となっていることから、これらの課題を解決するため表示制度を可能な限り簡素化するため、告示の改正を行う。

#### [改正点]

- ・牛の部位を原料とする肥料に係る記載事項を不要
- ・動物由来たん白質（牛以外）と牛由来たん白質に係る表示事項を統一

- 4 適用予定日  
官報に公示する。
- 5 意見提出先  
農林水産省消費・安全局農産安全管理課  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
TEL 03-3502-8111 内線4508  
FAX 03-3580-8592
- 6 意見提出期限  
WTO事務局から配布された日から30日間